

# 任意後見契約公正証書の作成方法や費用など



任意後見制度を利用するためには「**任意後見契約書**」を作らなければいけません。

また、任意後見では、私文書での契約書では認められておらず、公証人が関与のもと作成する「任意後見契約公正証書」でなければ、効力が生じまん。

ここでは、任意後見をするために必要な『**任意後見契約公正証書**』の作成方法や費用、流れなどを詳しく解説をしていきたいと思っています。

## 目次

- › 任意後見契約の概要
- › 契約書の内容（事務範囲・保管・報酬）
- › 公正証書作成の流れ
- › 意思能力喪失後の対応
- › 財産管理契約との併用
- › まとめ

## 任意後見契約の概要

任意後見契約とは、**将来判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ信頼できる人に後見を依頼する契約**です。

本人が元気なうちに、公正証書の形で契約を結び、後見人を自ら選ぶことができるのが特徴です。

## 任意後見契約書の主な内容

### 1 後見事務の範囲：生活費の支払い、介護契約など、本人の生活全般に関わる事務

後見人が行える業務の範囲となります。基本的には被後見人の財産の管理・被後見人の生活に関する契約、支払い・被後見人の医療、介護に関する契約、費用の支払い等です。なお、任意の契約だからといって後見事務の範囲を無制限にできるわけではありません。

### 2 証書等の保管：実印や通帳などの保管方法を取り決め

後見事務の処理には登記済権利証（登記識別情報通知）、通帳、キャッシュカード、実印や銀行印、印鑑カード、年金関係の書類、賃貸契約書等を後見人に引き渡す必要がでてきます。**その際の保管等について記載します。**

### 3 報酬：後見人に支払う報酬やその変更方法

**後見事務の報酬についても任意後見契約書に記載をしておきます。**任意後見が開始すれば、被後見人が契約を変更することが困難な状況であるため、**トラブル防止のため報酬の変更方法についても記載しておくことが望ましいです。**



## 任意後見契約公正証書の作成方法と流れ

- ①契約書案の作成（専門家に相談可）
- ②公証役場へ連絡・打ち合わせ・必要書類提出
- ③契約日、当日に本人と後見人予定者が公証役場へ
- ④署名・捺印を経て契約が成立
- ⑤契約公正証書の保管（再発行も可能）
- 

## 本人の意思能力が喪失したら

後見が始まるのは、家庭裁判所が後見監督人を選任したときです。

親族以外の司法書士や弁護士が監督人に選ばれるケースが多く、後見人の業務をチェックします。

## 財産管理委任契約との併用

任意後見契約だけでは、意思能力がある間は後見人に権限がありません。  
そのため「移行型」として、元気な間は財産管理委任契約で対応し、意思能力喪失後は任意後見契約を活用する方法が一般的です。

## まとめ

任意後見制度は、自分で後見人を選べる大きなメリットがあります。信頼できる方としっかり準備しておけば、将来の安心につながります。

**【相続・遺言のことなら当事務所までご相談ください！】岩船滋人行  
政書士事務所**

専門家が親切・丁寧に対応いたします。

お電話またはフォームからご予約ください。

